

臨床のきれはし

Sheet 19

浅田 英輔 Rule Change

世の中には法律がある。

「法律は守らなければならない」と教えられる。それってホントなの??と思うことがママある。

もちろん、法律を守ることは大事だ。法律を守ることは、自分を守ることにつながる。法を守らない人は、法に守られない。法治国家においては、「皆が一応法を守ること」が前提になっている。以前にも書いているので（きれはし8）、「法に触れなければ何をしてもいいのか」という議論はそちらに任せる。

法律とはなんぞや。「人が、みんなで守ろうぜと決めたこと」である。こういう決め事があったほうが、よりよい世の中になるだろうとえらい人たちが決めた約束だ。みんな大好き(?) キングダムの中で、法の専門家である李斯は、「法とはなにか」という問いに対して、こう言っている。

“法とは願い！国家がその国民に望む人間の在り方の理想を形にしたものだ！”

法とは、「こうあってほしい」という国家による国民への望みなのだ。

日々「法律」とか「法」とかいうけれど、結構種類がある。

一番上位にあるのは「日本国憲法」である。ほかの法律は、憲法に反するものは作れない。憲法は短い文章で書かれているので解釈の問題は出てくるが、原則的に憲法が我が国では最上位にある法といえる。

その次にあるのが、いわゆる“法律”である。児童福祉法とか、精神保健福祉法とか介護保険法、民法、刑法とかたーくさんある。公認心理師法は比較的新しい法律だ。ぱっとググったところでは1,960あるそうだ（正確なものは知らん）。ちなみに、六法全書の六法とは、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法を指すようだ。まあとにかくたくさんある。それ以外に、政令とか規則とかもある。法律は国会が作るけど、政令は省庁が作る。法律に基づいて、細かいところを決めるのが政令、ということになる。さらに、都道府県や市町村といった地方自治体で作るものとして条例がある。

憲法 > 法律 > 政令 > 条例

というように順番があり、上位の法令を破るようなものは作れない。憲法に反した条例を作ることはできないのだ。ビミョウなものがあるため、時々裁判で「違憲判断」がなされることがある。憲法に反している法律はダメだよ、という判断である。

今の日本は、こういう法体系に基づいて運営されている。はず。たぶん。

日本国憲法にはこうある。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

小学校でも習った、「基本的人権の尊重」である。これ、守られてる??そもそも、「基本的人権とはなんぞや」というところもあるので、そこをキチンとしないと守られているか守られてないかの議論もうまくいかないことになる。だいたい守られる方向ではあるけど、実際はそうでもなくね?と思うことも多い。「学校へいかなければならない」というのは、平日昼間に居る場所を決められてしまうのだから、重大な基本的人権の侵害である。そこにいなければ犯罪だとは言わないが、よくないこととされており、学校に行くことが”普通”のこととなっている。これは、基本的人権を制限してまでも子どもは学校で学ぶことが必要だとみんなが決めたからそうなっているのである。仕事だって、「勤務時間中は執務室で仕事をしなければならない」なんて、ひどい人権侵害である。自分の人権を捧げて給料をもらっているのである。法律って難しい。

いくらわかりやすいのは刑法だが、刑法だけでも264条あるようだ。「殺人」は刑法199条に「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。」とある。殺人は古来より罪とされてきたが、それであっても「尊属殺人」

(H7に削除) やら「情状酌量」などの言葉があるように、「やむを得ず殺した場合」や「目上の人を殺した場合」に量刑が変わることもある。時代を経て変わることもあるし、絶対的な法はないのである。

上の法令の順位づけで下位にあった「条例」に至っては、変わったものがたくさんある。

青森県にも「りんごまるかじり条例」(板柳町)、「朝ごはん条例」(鶴田町)など変なものがある。法令は「罰を与えるもの」ととらえられがちだが、上にあるように「こうあってほしいという願い」といえるだろう。もちろん、りんごをまるかじりしなかったからといって罰則があることはない。板柳町民も、りんごをむいて切って食べていると思う。たぶん。

とはいえ、一般的には「守らなければならない」ものである。しかし、われわれは、守ることにこだわりすぎではないだろうか。法律にとどまらず、校則や社則のほか、慣例なども「守らなければならないもの」になっていると思う。本当にそれは、守らなければならないのか? 変えることはできないのか?

仕事で今までと違う方法で何かを処理しようとする。大体、「そんなやり方していいの?」と言われる。それに対する答えは

「知らんわ！」である。慣例もバカにしたものではないが、適切な方法があるなら、そっちを試してみることがむしろ真摯な態度と言えるのではないだろうか。決めるのは誰だ？そうオマエだ！

そう考えると、伝統なんてものも怪しい。「長年続けられていること」っていうものはそれだけで尊いものであることも多いが、いらぬものなのであればやめてしまえばいいのだ。

「ミステリと言う勿れ」の中で、久能整くんはこう言います。

「しきたりとかルールとか伝統とか、それって天から降ってきたわけじゃないんで。神様が作ったわけでも、自然に湧いたわけでもなくて、その当時誰かが都合で決めただけなので。」

「人が作ったものは、人が変えていいんだと思います。その時の最善の判断で変えていいんだと思います。だって人は間違うから」

憲法だって法律だって、校則だって慣例だって、変えていいんです。間違ってることはあるから。多くの場合、変えるのには大きなエネルギーが必要だし、変えて失敗することもあると思うけど、「変えられない、全部従わなければならない」というほうが大変に危険な思想であるとも思える。変えることが最善であるとはいえないが、今うまくいっていないのなら変えればいい。「変わるわけない、変えようとするのは意味がない」というのが今の選挙投票率の低さなわけでしょう？

ましてや、仕事のやり方なんて、すぐ変えられる。人口減少で高齢化で少子化で働き世代の減少で、って言ってるのに、なぜ仕事のやり方を変えないのか。コロナを経てもなお無駄な会議を減らそうとしないのか。みんな、変えることに慣れていないのだよなあ。

県職員として、「オマエの今年の仕事のひとつは、コレコレの条例を改正することだ」って言われたら、ちょーめんどくさいっすよ。すごい手間かかるんですよ、条例改正って。でも、それが「ちょっとだけ青森県がよくなるため」ならがんばるよね。ちょっとだけ世の中が面白くなるなら、やってやるさ！

同姓婚とか選択的夫婦別姓制度とか、民法の改正を求める議論も起こっている。私は少なくともこの二つについては基本的に賛成であるが、「オマエの仕事、民法改正ね。頼むね」といわれたら、もう恐ろしい。何をどうすればいいのかわからないし、とても大変だと思う。でも、改正はできるはずだ。

法律にしる慣例にしる、いろいろかわってきている。「自分のところは関係ない」というのは、たぶん間違っている。多職種連携なんていうのも、「心理職とは面接室で時間を決めて面接をするものだ」という慣例的な考え方が変わってきたからだということもできるよね。

かかわったケースでも、変えられないことに囚われている人はたくさんいる。

できるところから、変えてみよう。